

浜名湖における潮干狩りのルール

浜名湖全域において、『アサリ』は共同漁業権魚種に定められており、共同漁業権免許を持つ浜名漁業協同組合に『アサリを優先的・排他的に獲る権利』があります。一般の遊漁者がアサリを不法に獲ると《漁業権侵害》となりますが、親水レジャーの推進と浜名湖の観光振興を図るため、浜名漁業協同組合では一定のルールの下で、一般の遊漁者の皆さんに『潮干狩り』を認めています。

アサリ獲り・潮干狩りのルールとは？

- ① 獲る量は、1日一人あたり **2kg** まで。
- ② 獲る場所は、陸続きの水際から（干潮時海岸線） **5m** までの範囲。
- ③ そのほかは、遊船組合の渡船に乗船して、指定の潮干狩り場所で行うこと。
プレジャーボートやその他で **瀬に渡って、アサリを獲ってはいけません。**

(注意) これらに反してアサリを獲ると《漁業権侵害》により告訴され、20万円以下の罰金が科せられます(漁業法第143条違反)。

静岡県は、アサリなどの水産資源を保護するため、静岡県漁業調整規則により、小型の貝を獲ることを禁止し、さらに使用できる漁具についても制限をしています。

- ④ 殻の差渡し(長い方)が、 **2cm以下** のアサリは獲ることができません。
6ヶ月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金(漁業調整規則第37条違反)。
- ⑤ 使用できる漁具は、掘る幅部分が **15cm以下** の「クマデ」や「シャベル」です。
1万円以下の科料(漁業調整規則第46条の2違反)に処せられます。

さらに、無許可で「アサリ漁業」を営んだ場合 = 「悪質な密漁」には、 **漁業調整規則第6条違反** により、**3年以下の懲役または200万円以下の罰金が科せられます。**